

2025年度

令和 07 年度

平成 37 年度

昭和 100 年度



## いろいろな手続きが電子申請でできます！



障害者手帳、助成・給付制度  
相談・障害者支援サービス



ヘルプマーク

LINE申請用 二次元コード



申請用 二次元コード



◎ガイドブック内に記載されている各種サービスや支援は、  
制度改正などにより内容が変更になる場合があります。

ご不明な点がございましたら、**障害福祉課**へお問合せください。

電話 21-1413 FAX 22-1780

✉Eメール [haw-hw@city.beppu.lg.jp](mailto:haw-hw@city.beppu.lg.jp)

〒874-8511 別府市上野口町1番15号 (市役所1階)

二次元コードを読み取ると、web版▶  
で最新の情報がご覧になれます



表題の「BEPPU CITY」は、gotouchifont(ゆけむりふおんと)を利用しています。

# 障がい者手帳等級別サービス一覧

【●：おおむね該当、▲：条件付該当】

ページ	等級別サービス一覧 (担当窓口)	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			備考	
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 1	A 2	B 1	B 2	1 級	2 級	3 級		
11	重度心身障がい者医療費給付 (障害福祉課)	●	●	▲				●	●	▲		●				
13	後期高齢者医療(65歳以上) (保険年金課)	●	●	●	▲			●	●			●	●			
14	心身障害者福祉手当 (障害福祉課)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	支給条件あり	
19	有料道路通行料金の割引 (障害福祉課)	●	●	●	●	●	●	●	●						第二種は本人 運転のみ	
20	自動車税 自動車取得税の減免 (県税事務所・市民税課)	※ 障がいの内容により異 なりますので、詳しくは 県税事務所等窓口でお 問い合わせください。						●	●			●				
21	所得税・住民税などの控除 (市民税課・税務署)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
21	NHK放送受信料の 免除 (NHK・障害福祉課)	全額	等級にかかわらず世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合													
		半額	世帯主(住民基本台帳法にいう世帯主)が受信契約者で、 下記該当の場合 視覚・聴覚障がい又は 重度身体障がい ※重度身体障がいとは、障害 等級が(1級・2級)の人						重度と判定 (A1・A2)			1級				
22	交通運賃割引 (各交通機関)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
14	特別障害者手当 (障害福祉課)	精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において 常時(特別)の介護を必要とする人 ※ 障がいの内容により異なりますので、詳しくは担当窓口 でお問い合わせください。													所得制限あり 社会福祉施設 入所者を除く	
15	障害児福祉手当 (障害福祉課)															
15	特別児童扶養手当 (子育て支援課)															1級
16	障害者扶養共済制度 (県障害福祉課) (市障害福祉課)	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲は、永続的 な障がいがあり、障がいの 程度が●と同 程度の場合	
16	障害基礎年金 (保険年金課・ 別府年金事務所)	1級	※ 障がいの内容により 異なりますので、詳しく は担当窓口でお問 い合わせください。						●	●			※ 詳しくは 窓口でお 問合わせ ください。			所得制限あり
		2級								●						

※障がいサービスについての目安です。具体的な内容については担当窓口で相談してください。  
※本市へ転入した人は、所持している手帳等級を上記に照合してください。

# 目次

## 1. 各種手帳

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳…………… 1
- ②各種手帳等の手続き必要書類一覧…………… 2

## 2. 障害福祉サービス

- ①サービス等の概要…………… 3
- ②サービス等の内容…………… 3～5
- ③障がいサービス利用者負担額…………… 5
- ④サービスを利用するには…………… 6
- ⑤基幹相談支援センター・障がい者（児）の相談支援事業所一覧…………… 7. 8
- ⑥補装具の購入・貸与及び修理…………… 9
- ⑦日常生活用具の給付事業…………… 10

## 3. 医療支援

- ①重度心身障がい者医療費の助成…………… 11
- ②自立支援医療…………… 12. 13
- ③後期高齢者医療、特定疾病、指定難病…………… 13. 14

## 4. 経済的支援

- ①各種手当・保育所等の保育料や副食費の減免基準・障害基礎年金…………… 15～17
- ②障害者共済制度、居宅生活動作補助用具の給付…………… 18
- ③住宅改造費の助成、自動車運転免許取得、自動車改造費の助成…………… 19. 20
- ④有料道路通行料金の割引…………… 21
- ⑤自動車税の減免、生活福祉資金の貸付…………… 22
- ⑥所得税・住民税などの控除、NHK放送受信料の減免…………… 23
- ⑦公共交通機関の割引…………… 24
- ⑧重度身体障がい者タクシー利用券の交付…………… 25
- ⑨家具転倒防止器具取付、緊急通報システム、プール使用料の免除…………… 25
- ⑩郵便物料金、携帯電話料金の割引等、車いすの貸出…………… 26

## 5. 社会参加の促進

- ①「駐車禁止除外指定車標章」の交付…………… 27
- ②手話通訳者等の派遣…………… 27
- ③大分あったか・はーと駐車場利用証の交付…………… 28
- ④ヘルプカード、ヘルプマークの配布…………… 29
- ⑤成年後見制度、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）…………… 30
- ⑥雇用・就労の支援・相談窓口、県立図書館宅配貸出サービス…………… 31
- ⑦身体障害者相談員・知的障害者相談員…………… 32
- ⑧各種専門相談窓口一覧…………… 33
- ⑨障がい者関係団体一覧…………… 34
- ⑩障がい福祉関係関連施設…………… 35. 36
- ⑪災害時の避難所一覧表…………… 37～39

### <別添付録> 防災啓発マニュアル

考えよう！防災のこと ～自分で備え・地域で絆く～



## 1. 各種手帳

障がいの種類に応じて次のような手帳があります。

手帳に係る手続きには電子申請ができるものもあります。(表紙の二次元コード参照)

身体障害者手帳	目的	身体に障がいのある人が、各種の福祉サービスを利用するために必要な手帳です。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種に分かれています。
	障害区分	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓）
	手続	①交付申請書 ②所定の診断書（指定医が作成した半年以内のもの） ③顔写真2枚（縦4cm×横3cm、1年以内のもの） ④マイナンバーカード（個人番号カード） ※通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。

インスタント写真、  
フォトプリンター  
印刷は不可

療育手帳	目的	18歳以前より知的障がいのある人が、各種の福祉サービスを利用するために必要な手帳です。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種に分かれています。
	障害程度	児童相談所（18歳未満）、または知的障害者更生相談所（18歳以上）で判定します。
	手続	市で簡単な聞き取りを行った後、各相談所でIQ（知能検査）・SQ（社会生活能力検査）・介護指導度の程度の判定を受けていただきます。 ①交付申請書 ②顔写真1枚（縦4cm×横3cm、6ヶ月以内のもの） ③マイナンバーカード（個人番号カード） ※通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。 ④その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。 18歳未満の人は電子申請ができます。

インスタント写真、フォト  
プリンター印刷は不可

精神障害者保健福祉手帳	目的	精神障がいのある人が、各種の福祉サービスを利用するために必要な手帳です。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種に分かれています。
	更新	<b>手帳の有効期間は2年です。更新の手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。</b>
	病名	統合失調症、気分障害、てんかん、発達障がい、中毒性精神病など
	手続	①交付申請書 ②所定の診断書（自立支援医療（精神通院）と同時申請の場合は併用可）、又は障害年金（精神障がいに関わる）年金証書のコピーと同意書 ③顔写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内のもの） ④マイナンバーカード（個人番号カード） ※通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。 ⑤その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

インスタント写真、  
フォトプリンター  
印刷は不可

身体・療育・精神の各手帳は『紙型』または『カード型』のいずれかを選択できます  
どちらも、これまでどおりご利用いただけます。

【紙型からカード型への変更手続きに必要なもの】

①紙型手帳 ②顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

【申請場所】 障害福祉課

## 各種障がい者手帳等の手続に必要な書類等一覧

手帳等の更新や変更時に、ご自身で用意していただく書類等の一覧です。  
各種障害者手帳を取得後、下記の手続が必要になった場合に参考にしてください。

手帳区分等	手続の種類 		診断書 ※1			手帳等		障害年金証書等	医療保険情報を確認できるもの ※5	写真(縦4cm×横3cm) ※2	マイナンバーカード又は通知書	本人確認書類(運転免許証等)	担当者の間取り【30分程度】	
			身体障害者用	精神障害者保健福祉手帳用	自立支援医療(精神通院)用	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳							療育手帳
身体	新規申請		●							2	●	●		
	変更	障害等級	●			●				1	●	●		
		居住地又は氏名				●						●	●	
	再交付									1	●	●		
返還					●						●	●		
療育	新規申請								1	●	●	●		
	再判定						●						●	
	記載内容変更						●				●	●		
	再交付						●(紛失除く)			1	●	●		
	県外からの転入						●			※4	●	●	※4	
	返還					●					●	●		
	受診状況証明(年金・現況等)		こころとからだの相談支援センター、中央児童相談所(18歳未満)に申請											
判定時期修正(次回判定欄)						●						●		
精神	新規	診断書での申請	●							1	●	●		
		年金証書での申請						●		1	●	●		
	更新		新規申請と同じ ※ただし、現有手帳に添付がある場合、写真は不要											
	再登録※		同上 ※再登録とは、手帳有効期限を3か月超過した場合											
	県外からの転入					●					1	●	●	
	障害等級変更		新規申請と同じ											
	再交付(有効期限内)										1		●	
	住所又は氏名変更					●							●	
返還					●							●		
精神通院	手帳と同時申請 ※写真は新規のみ		●					●	●	1	●	●		
	新規	診断書での申請		●				●	●		●	●		
		手帳での申請 ※3				●		●	●		●	●		
	県外からの転入							●	●	●		●	●	
	再登録(有効期間切れ)			●				●	●		●	●		
	再認定(有効期限内)					●(2年目該当者)			●	●		●	●	
	変更	医療機関						●				●	●	
		住所・氏名・保護者						●				●	●	
被保険者証							●	●	●		●	●		
再交付(有効期限内)											●	●		

※1 診断書の作成は、指定医師によるものがが必要です。 ※2 写真【身体・精神手帳：1年以内、療育手帳：6ヶ月以内に撮影したもの。】欄内の数字は必要枚数 ※3 診断書の添付による申請で交付を受けた手帳に限ります。 ※4 大分県発行の手帳を新規申請する場合のみ必要です(写真1枚)  
※5 詳細は12ページをご覧ください。

## 2. 障害福祉サービス

### ●サービス等の概要

障害福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、地方自治体の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

また、障がい児のためのサービスとして「障害児通所支援」があります。



★がついたサービスは、訓練等給付であり、障害支援区分がなくても利用できます。

### ●サービス等の内容

日中活動系サービス		入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです
サービス名称	内 容	
生活介護 ★	常に介護を必要とする人に、施設での入浴・排せつ、食事等の介護や創作活動等の機会を提供します。	
療養介護 ★	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した生活を送るために一定期間必要な訓練、生活に関する相談などの支援を行います。	
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援	A型	企業などに就職が難しい人に対して、雇用契約を結び、生産活動などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高める訓練や支援を行います。(65歳未満の人)
	B型	生産活動などの機会の提供、就職に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

地域相談支援		地域生活への移行や地域生活の継続を支援します
サービス名称	内 容	
地域移行支援	施設に入所している障がい者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障がい者について、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行います。	
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者について、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談やその他の必要な支援を行います。	

### 障害者総合支援法の対象疾病に該当する人

対象疾病に該当する人は、障害者手帳をお持ちでなくても、疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を提示し、サービスの利用を申請後、認められたサービスを利用することができます。





## 訪問系サービス

在宅でヘルパーの訪問を利用、施設に通所するなどして利用するサービスです

サービス名称	内 容
居宅介護 ★ (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事などの介助のほか、通院の介助や家事の援助をします。
重度訪問介護 ★	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動の補助などをします。
行動援護 ★	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動の補助などをします。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に、外出時に同行し移動の支援等を行います。
短期入所 ★ (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者が、就労にともなう生活面の課題に対応できるように企業・自宅への訪問や来所により必要な連絡調整や助言等を行います。
自立生活援助	施設を利用していただいていた障がい者が一人暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的に訪問して必要な連絡調整や助言を行います。

## 居住系サービス

入所施設などで住まいの場におけるサービスです

サービス名称	内 容
施設入所支援	常に介護を必要とする人に、施設での入浴・排せつ、食事等の介護や創作活動等の機会を提供します。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居において相談や日常生活の援助を行うとともに、食事等の介護や援助も必要に応じて提供します。
宿泊型自立訓練	居室などの利用とともに、家事などの日常生活能力の向上の支援、生活などに関する相談や助言等を一定期間行います。

## 障害児通所支援事業

サービス名称	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、施設において日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が指定医療機関に通い、児童発達支援と治療を受けることができます。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇時に生活能力向上のために必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適応するために専門的支援を行います。

## 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常・社会生活を営めるように、市が実施している事業です

サービス名称	内容
相談支援	障がいのある人やその家族などから様々な相談に応じます。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制の構築を行います。
意思疎通支援	様々な障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人が他の人と意思疎通を行うため、手話通訳や要約筆記を行う者を派遣します。
日常生活用具給付	重度障がいのある人等に対し、日常生活を支える用具の給付を行います。
移動支援	屋外での移動に困難を有する人が、円滑に外出できるよう支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動又は生産活動等日中活動の場の提供、社会との交流促進等を行います。
訪問入浴サービス	自宅で寝たきりなど、特に重度の身体障がいのある人のため、訪問による入浴サービスを行います。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を提供し、日常的な訓練等を行います。また、介護を行う家族等の一時的な休息を支援します。
福祉ホーム	現に住居を求めている障がい者が、低額な料金で、居室その他の設備を利用することにより、地域生活を支援します。



サービス利用料金は、下の表を参考にしてください。  
 サービス利用の手続きは、6ページをご覧ください。  
 実際のサービス利用には、**相談支援事業所（8ページ参照）**  
 に、ご連絡をお願いします。  
 利用申請についてのお手伝いをいたします!!

## 障がいサービス利用者負担額

## 原則 1割

(※下記の例によらない場合もあります)

※上限月額と1割負担額のいずれか低い方。

利用者負担額上限月額の区分		18歳未満	18歳以上
生活保護受給者		0円	0円
市町村民税非課税世帯		0円	0円
課税世帯	所得割16万円未満	4,600円	9,300円
	所得割28万円未満		
	居宅生活 入所施設利用者	9,300円	
上記以外		37,200円	37,200円
所得判断の世帯の範囲 ※施設入所の18歳・19歳の障がい者は18歳未満と同等		保護者の属する世帯	障がい者本人とその配偶者



## ●サービスを利用するには

障害福祉サービスの利用については、下記の流れでサービスの利用開始となります。

### 1. 相談・申請

- ◎指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に相談します。
- ◎必要なサービスを選び、市に申請をします。



### 2. 訪問調査

- ◎申請受付後、調査員がご自宅等に伺い、現在の生活や障がいの状況について聞き取りを行います。

### 3. 審査判定（P3～4の★がついているサービスが対象です）

- ◎調査結果に基づきコンピュータで障害支援区分が判定されます。（一次判定）
- ◎一次判定をもとに、調査の時の特記事項や医師の意見書を参考に、市の審査会で判定を行います。（二次判定）
- ◎判定後、障害支援区分を認定し、その通知をします。

### 4. サービス等利用計画案の作成

- ◎申請者が指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と利用契約を結び、サービス等利用計画案を作成し、市に提出します。

### 5. 受給者証の交付

- ◎障害支援区分、申請者の要望や介護する人の状況、サービス等利用計画案をもとにサービスの使用量などが決定されます。
- ◎決定内容については「支給決定通知書」で通知され、サービス等の利用に必要な情報が記載された「受給者証」が交付されます。

### 6. サービス等利用計画の作成

- ◎支給決定された内容に基づいて、相談支援事業所がサービス等利用計画を作成し、市に提出します。

### 7. サービスの利用

- ◎指定事業者や施設に「受給者証」を提示し、内容を確認したうえで契約を結び、サービス利用を開始します。

## 基幹相談支援センター事業所地区別分担表

基幹相談支援センターでは、障がい福祉サービス等の全般的な障がい福祉に関する相談を受付けています。

基幹相談支援センター (担当センター番号一覧)	①	農協共済別府川北リハビリセンター-障害者生活支援センター	67-1897		
	②	相談支援事業所 ぱれっと	090-9686-1149		
	③	障害者相談支援センターたいよう	66-1674		
	④	障害者地域生活支援センター泉	25-3443		
地区名	番号	地区名	番号	地区名	番号
青山町	②	北的ヶ浜町	④	西野口町	②
赤松	④	京町	④	野口元町	④
秋葉町	④	楠町	④	野口中町	④
朝日ヶ丘町	①	国立	③	野田	③
朝見1丁目1区	②	河内	④	浜町	④
朝見1丁目2区	④	古賀原	④	浜脇	④
朝見(2~3丁目)	②	幸町	④	原町	②
天間	①	桜ヶ丘	③	春木	③
石垣東(1~6丁目)	④	汐見町	③	馬場	①
石垣東(その他)	③	実相寺	①	光町	②
石垣西(1~6丁目)	④	照波園町	③	東山(全区)	②
石垣西(その他)	③	上人ヶ浜町	③	東荘園(4~9丁目)	①
井田	①	上人本町	③	東荘園(その他)	④
内竈	③	上人仲町	③	平田町	③
浦田	④	上人西	③	富士見町	④
内成	④	上人南	③	船小路町	③
駅前町	④	新別府	①	古市町	③
駅前本町	④	新港町	④	風呂本	①
扇山	②	未広町	④	火売	①
小倉	①	スパランド豊海	③	堀田	①
小坂	③	関の江新町	③	松原町	④
乙原	②	荘園(白菊寮)	①	緑丘町	①
大所	③	荘園(その他)	②	南町	④
大畑	①	荘園北町	①	南須賀	③
上田の湯町	②	大観山町	③	南荘園町	②
上野口町	④	竹の内	①	南立石(全町)	①
上平田町	③	田の口	④	南的ヶ浜町	④
亀川四の湯1区	③	立田町	④	御幸	①
亀川四の湯2区	③	田の湯町	②	明礬	①
亀川中央町	③	中央町	②	餅ヶ浜町	④
亀川東町	③	千代町	④	元町	④
亀川浜田町	③	鶴見(7、9組、ルミエールの丘)	①	柳	④
上原町	②	鶴見(その他)	②	山家	④
鉄輪上	①	鶴見園町	②	山の手町	②
鉄輪東	①	天満町	④	弓ヶ浜町	④
観海寺	①	鳥越	④	湯山	①
城島	②	中島町	②	両群橋	④
北鉄輪	①	中須賀本町	③	若草町	④
北中	①	中須賀東町	③	お住まいの地区の担当センター番号にお電話下さい。	
北浜	④	中須賀元町	③		

## 相談支援事業所（指定特定・指定障害児）状況一覧


別府市では、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する際に相談する事業所を指定しています。身体・知的・精神の障がい種別にかかわらずご相談いただけます。

※下表右欄の『●』は、相談対象者の区分を示しています。



(令和7年3月31日現在)

事業所名	所在地	電話番号	FAX	障がい者	障がい児
障がい者地域生活支援センター 泉	富士見町12番13号	25-3443	25-9669	●	●
障害者相談支援センター たいよう	大字内竈1393番地の2	66-1674	66-7337	●	●
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	大字鶴見1026番地の10	67-1897	67-1715	●	●
特定非営利活動法人自立支援センター おおいた	石垣東3丁目3番16号 別府J 1階	27-5508	24-4924	●	●
べっぴん優ゆう相談支援センター	大字内竈1256番地の10	27-6333	76-6162	●	●
相談支援事業所 ぱれっと	荘園6組4	090-9686 -1149	24-8504	●	●
指定相談支援事業所 福祉の森	上平田町11組	85-8262	85-8263	●	●
障がい者生活支援センター さわやか	富士見町12番17号	26-6656	26-6656	●	休止中
障がい者生活相談支援センター マイウェイ	石垣西2丁目2番21号	75-7522	24-7700	●	●
特定相談支援事業所 れいめい	大字鶴見字前田 1725 番地	27-2222	26-3966	●	
First star	鶴見9組1	75-8880	75-8879	●	●
めろでいー相談支援事業所	駅前本町10番5号	76-5807	76-5808	●	●
地域相談支援センター 湯羽花	野口中町16番12号 さつきビル2F	75-9621	75-9622	●	●
相談支援事業所 はーとポケット	石垣西6丁目1番45号	23-1913	23-2066	●	●
相談支援センター ひまわり	大字内竈字大新田7 18番地の33	75-7650	75-7651	●	●
相談支援事業所 いこ	南立石生目町1組1	84-7136	84-7136	●	●
別府朝日園相談支援センター	大字鶴見字タタラ 1893 番地 18	25-9098	21-7126	●	●
つばきコネクト	石垣東2丁目6-9	27-0020	27-0021	●	
相談支援事業所 わんわん	南立石2区6組	090-5383-5306		●	●
障がい者相談支援センター エイトあっぱ	石垣東8丁目 4 番 18 号	85-8894	85-8893	●	●
COMPASS サポート別府	上田の湯町 17 番 17 号	84-7328	84-7368	●	●
相談支援事業所 にしべっぴ	大字鶴見4548番地	24-1221	76-7231	●	●
相談らっく	中央町3番3号	090-8400-2228		●	●
相談支援事業所 なずな	浜脇3丁目5番20号	76-8650	76-8650	●	●
相談支援事業所 おとなり	大字鶴見405番地 平野コーポ202	090-7458-0590		●	●

補装具の購入・貸与及び修理		該当手帳		担当窓口
		身体療育精神	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	障害福祉課 高齢者福祉課
日常生活において身体の不自由を補うために、補装具の購入、貸与、修理の費用について補装具費を支給します。				
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡			
聴覚障がい	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）			
肢体不自由	<b>車いす</b> 、 <b>電動車いす</b> 、 <b>歩行器</b> 、義肢（義足、義手）			
	装具（下肢、靴型、体幹、上肢）、姿勢保持装置			
	<b>歩行補助つえ</b> 、重度障害者用意思伝達装置（音声・言語機能障がいも含む）			
18歳未満の児童のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部補助具、排便補助具			
内部障がい	<b>車いす</b> 、 <b>電動車いす</b> 、 <b>歩行器</b> 、 <b>歩行補助つえ</b> （T字状・棒状のつえを除く）			
手続	①申請書 ②身体障害者手帳等 ③業者の見積書 ④マイナンバーカード（個人番号カード） ※通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。			
	初めて購入の申請をする場合は専門医師の意見書(所定の様式)が必要な場合があります。(再支給の申請においても必要な場合があります)			
負担額	<b>事前申請のみの受付</b> 基本的には1割 【本人及び家族の収入等によって負担上限額があります。】			
身体障害者更生相談所の判定が必要な場合があるもの【18歳以上】	補聴器 <b>車いす</b> <b>電動車いす</b> 装具（下肢、靴型、体幹、上肢） 座位保持装置 重度障害者用意思伝達装置（音声・言語機能障がいもあり）			
白抜きの補装具	基本的に65歳以上（特定疾病の人は40歳以上65歳未満）の人は介護保険が優先となります。用具によって貸与か購入補助かに違いがありますので、高齢者福祉課にご相談ください。			

障害福祉のサービス受給には、**事前申請**が必要なものが多くあります。事後申請はできませんので、ご注意願います。



☆補装具☆ 令和6年3月1日よりこちらの二次元コードよりLINE申請ができるようになりました。

二次元コード

日常生活用具の給付		該当手帳		担当窓口
		身体療育精神	■ ■ ■	障害福祉課 高齢者福祉課
在宅の心身障がいのある人や児童などに対し、日常生活を便利にするための用具を給付することにより日常生活の改善と便宜を図ります。				
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者（児）、難病患者など			
手続	①申請書 ②各種手帳（身体障害者手帳等、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ③業者の見積書 ④マイナンバーカード ※医師意見書が必要な場合があります。 ※通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。 <b>事前申請のみの受付</b> ※障がいの区分と程度、年齢によって制限があります。			
白抜きの生活用具	基本的に65歳以上（特定疾病の人は40歳以上65歳未満）の人は介護保険が優先となります。用具によって貸与か購入補助かに違いがありますので、高齢者福祉課にご相談ください。			
負担額	基本的には1割			

### ◆ 日常生活用具一覧 ◆

視覚	盲人用〔時計（触読・音声）、体温計（音声）、体重計、血圧計〕 ポータブルレコーダー、点字タイプライター、点字図書、電磁調理器、拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、ワンセグラジオ、点字器、活字文書読上げ装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、暗所視支援眼鏡	携帯用会話補助装置 自動消火器・火災警報器
聴覚	屋内信号装置、通信装置、情報受信装置、人工内耳用体外機（スピーチプロセッサ）、人工内耳用電池、人工内耳用充電器	
音声・言語機能	人工喉頭（笛式）（電動式）（埋込型用人工鼻）	
肢体不自由	訓練いす（児のみ）、訓練用ベッド（児のみ）、 <b>便器</b> 、特殊便器、 <b>特殊マット</b> 、 <b>特殊寝台</b> 、 <b>体位変換器</b> 、入浴担架、 <b>特殊尿器</b> 、 <b>入浴補助用具</b> 、 <b>移動用リフト</b> 、 <b>移動・移乗支援用具</b> 、T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、情報・通信支援用具、 <b>居宅生活動作補助用具（※18ページ参照）</b>	
内部	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、ストーマ装具、紙おむつ、収尿器、ポータブル電源・ポータブル蓄電池 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	
知的	頭部保護帽、電磁調理器、特殊便器、 <b>特殊マット</b> 、紙おむつ（療育手帳 A1，A2）	
精神	頭部保護帽	

☆日常生活用具☆ 令和6年3月1日よりLINE申請ができるようになりました。  
9ページ（前ページ）の二次元コードより申請できます。

### 3. 医療支援

重度心身障がい者医療費の助成		該当手帳		担当窓口
		身体	療育	精神
重度心身障がいのある人や児童に対して、各医療機関・薬局の窓口で支払った医療費の自己負担金(保険診療分)を助成します。		■	■	障害福祉課
対象者	市内に住民登録をしている人で、次のいずれかに該当する人 (1)身体障害者手帳1級・2級の所持者 (2)療育手帳A1・A2の所持者 (3)身体障害者手帳3級の所持者で、かつ療育手帳B1の所持者 (4)精神障害者保健福祉手帳1級の所持者			
<b>医療費受給者証の交付</b>				
手続	<b>医療費助成を受けるには受給者証の交付申請が必要です</b> ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ②通帳(医療費の振込先口座) ③健康保険証、または資格確認書など保険情報が確認できるもの ④限度額適用認定証(お持ちの人のみ)			
所得制限	前年の所得額や各種控除額で判定します。判定結果が所得超過の場合はその旨通知をし、所得制限内により対象になる人には新年度受給者証(有効期間:8月~翌年7月)を送付します。いずれも毎年7月中に送付します。			
<b>医療費の助成申請</b>				
助成申請	<b>県内の医療機関・薬局の窓口で受給者証を提示することで、障害福祉課での申請が不要となります。提示を忘れた場合は、障害福祉課での申請が必要です。</b> ※県外医療機関・薬局及び針灸・マッサージ等は障害福祉課窓口での申請が必要です。 1. 医療費支給申請書(医療機関・薬局の窓口による診療報酬証明書欄に記入があるもの又は領収書の添付) 2. 領収書(請求明細が記入されたもの。紛失した場合は、上記1.の記入があるもの。) 3. 受給者証 ※支給申請は診療月の翌月から1年以内のものに限ります。			
医療費の支給等	支給は、医療機関・薬局の窓口で支払いをした月から約2か月後を予定しています。(入院・公費適用分はさらに遅くなる場合があります) 支給月の25日に指定口座へ振り込みます。(土日・祝日の場合は翌営業日)			
支給対象外	*各医療機関と薬局の自己負担の合計が月額1,000円に満たないとき、及び保険適用でない診療は除かれます。 <b>*精神障がいの方は、精神症状のための入院治療費は対象外です。</b> <b>また精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れた場合は、重度医療費助成の資格が消滅しますのでご注意ください。</b> *診療月の翌月から1年を超えて申請されたもの			
注意事項	「高額療養費」や「家族療養付加金」など、各種の保険制度からの給付金がある場合はその給付額を差し引いた残額を助成します。			
<b>県内の医療機関・薬局では、必ず「重度心身障がい者医療費受給者証」を提示してください!</b>				



自立支援医療（精神通院医療）		担当窓口
精神疾患（てんかんを含みます。）で継続的な治療が必要な人に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度です。 通院のほか、薬局や精神科デイケア、訪問看護も対象です。 （訪問看護については医師の指示がある場合に対象となります。）		障害福祉課
対象者	統合失調症、気分障害、てんかん、認知症などの器質性精神病、アルコール依存症などの薬物関連疾患等で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人	
手続	①自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 ②診断書（精神通院医療用） ③対象者の医療保険情報を確認できるもの ◇従来の健康保険証をお持ちの場合はその健康保険証（有効なもの） ◇マイナ保険証を利用されている場合 ・マイナンバーカード ・「マナポータルから医療保険情報を印刷したもの」 もしくは「資格情報のお知らせ」のいずれか1つ } 2点とも ◇マイナ保険証を利用されていない場合 医療保険から発行される「資格確認書」 なお、別府市国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している場合は提出不要です。 ④所得・税額調査同意書 ⑤障害年金等の年金額がわかる書類の写し ⑥所得・税額の確認できる書類（※市で所得等が確認できない場合のみ） ⑦マイナンバーカード（個人番号カード） ※通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。	
自己負担額	基本的には1割 【本人及び家族の住民税額によって負担限度額が変わります。】	
再認定	1年ごとに再認定の手続が必要です。 診断書の提出は、 <b>2年に1回</b> 必要です。	

再認定を忘れると、医療機関での負担額1割が適用できなくなります。

**有効期限の3ヶ月前** から、再認定の手続が可能です。忘れずに手続をしましょう。



自立支援医療（更生医療・育成医療）		該当手帳		担当窓口
		身体	療育	精神
障がいの除去、軽減の見込みのある治療における医療費の自己負担を軽減する制度です。		■	□	□
対象者	視覚、聴覚、言語、肢体不自由、内部障害（心臓・腎臓・小腸）、免疫障害 事前に申請が必要です。			
受診機関	指定された医療機関のみです			
手続	①身体障害者手帳 ※育成医療は、手帳がなくても申請できます ②自立支援医療申請書 ③自立支援医療（更生医療・育成医療）意見書 ④対象者のマイナンバーカード（個人番号カード）もしくは保険証の写し ⑤所得・税額調査同意書 ⑥障害年金等の年金額がわかる書類の写し			
自己負担額	本人及び家族の住民税額によって負担限度額が変わります。			

後期高齢者医療制度		該当手帳		担当窓口	
		身体	療育	精神	保険年金課
75歳以上の人や一定の障がいがあると認定された65歳以上の人（希望する場合）が加入し、医療給付等を受ける制度です。		■	■	■	
対象者	①75歳になったとき（誕生日から） ②75歳以上の人、大分県内に転入してきたとき（転入日） ③一定の障がい※のある65歳から74歳までの人で、申請により広域連合の認定を受けたとき				
※一定の障がいの該当範囲	身体障害者手帳	1～3級		音声機能又は、言語機能の著しい障害 両下肢のすべての指を欠くもの 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 1下肢の機能の著しい障害	
		4級			
	精神障害者保健福祉手帳	1～2級			
療育手帳	A1～A2				
障害基礎年金	1～2級の年金証書				
手続に必要なもの	①障がいの程度が確認できる書類（各種障害者手帳など） ②健康保険証、または資格確認書、資格情報のお知らせ				
負担割合	1～3割（世帯の収入・所得に応じて分かれるため、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。）				





特定疾病療養受療証について			担当窓口
<p>長期にわたって高額な医療費が必要となる疾病（特定疾病）については、保険者の認定を受け、「特定疾病療養受療証」を提示することで、窓口での負担は下記の自己負担限度額までとなります。</p>			<p>保険年金課 各健康保険</p>
対象となる特定疾病		自己負担限度額	
人工透析を必要とする慢性腎不全	70歳未満	所得区分ア・イ該当者	20,000円
	70歳以上	その他	10,000円
血友病			
血液製剤によるHIV感染			
1ヶ月の窓口自己負担額が、医療機関ごと(入院・通院別)または薬局ごとに上記の額			

指定難病患者の「医療受給者証」について		担当窓口
<p>指定医療機関で「医療受給者証」を提示することで、窓口での負担は自己負担限度額までとなります。</p>		<p>東部保健所 67-2511</p>
対象者	<p>指定難病と診断され、重症度分類等に照らして病状の程度が一定程度以上の場合（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条）</p>	
必要書類	<p>臨床調査個人票（診断書）、マイナンバーカードまたは個人番号付きの住民票、健康保険証の写し （上記は、主な必要書類です。詳細は要確認）</p>	
自己負担限度額	<p>1,000円～30,000円 （所得区分により、限度額が異なります。詳細は要確認）</p>	

様々な医療費の助成制度があります。



## 4. 経済的支援

心身障害者福祉手当				担当窓口	
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障がいのある人や児童に支給する手当です。				障害福祉課	
対象者	毎年度3月1日に別府市の住民基本台帳に1年以上記録されており、有効である手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持する身体障がいのある人や児童、知的障がいのある人や児童及び精神障がいのある人				
手当額 【年額】  令和7年 4月現在	福祉手当			タクシー手当	
	身体	障害程度等級	一般	児童	手当額
		1級、2級	8,000円	14,000円	3,500円
		3級	4,000円	8,000円	1,000円
		4級	3,000円		
	5級、6級	2,000円			
	療育	A1、A2、B1	8,000円	14,000円	3,500円
		B2	4,000円	8,000円	1,000円
	精神	1級	8,000円	—	3,500円
		2級	4,000円		1,000円
3級		3,000円			
支給制限	①特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している人 ②障がい者本人に市民税所得割が課税されている場合 ③未申告により課税状況の確認ができない場合				
支給月	年1回（3月）				
手続	①各種該当の手帳 ②通帳（ご本人名義のもの） ③マイナンバーカード（個人番号カード） ※通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。				

特別障害者手当				担当窓口
在宅で身体又は精神（知的）に著しく重度の障がいを有し、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の人に支給する手当です。				障害福祉課
対象者	在宅で身体又は精神（知的）に著しく重度の障がいを有し、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の人			
手当額	月 額	29,590円	令和7年4月現在	
支給制限	(1)障害者支援施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所したとき (2)3か月以上病院に入院、介護老人保健施設に入所したとき (3)本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき <b>*入院（3ヶ月以上）、入所になった際は至急ご連絡ください。</b>			
支給月	2月、5月、8月、11月の10日（※土、日、祝日、休日の場合はその前日）			
手続	①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書 ④通帳（ご本人名義のもの） ⑤手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ⑥マイナンバーカード（個人番号カード） ※ 通知カードの場合は写真付身分証明書（免許証等）が必要です。 <b>⑦各種年金を受給している人は、年金証書等の番号、金額のわかるもの。</b>			

障害児福祉手当				担当窓口
在宅で身体又は精神（知的）に著しく重度の障がいを有し、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の人に支給する手当です。				障害福祉課
対象者	20歳未満の人で著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時の介護を必要とする人			
手当額	月額	16,100円	令和7年4月現在	
支給制限	(1)障がい児が社会福祉施設等に入所したとき (2)障害年金などの障がいを事由とする公的年金を受けようになったとき (3)本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき <b>*施設入所した場合は、至急ご連絡をください。</b>			
支給月	2月、5月、8月、11月の10日（※土、日、祝日、休日の場合はその前日）			
手続	①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書 ④預金通帳（ご本人名義のもの） ⑤手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ⑥マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード ※ご本人のマイナンバー（個人番号）がわかるもの ⑦特別児童扶養手当を受給している人は受給者証			



特別児童扶養手当				担当窓口
精神または身体に障がいのある児童を監護している父母又は養育者に支給される手当です。				子育て支援課
対象者	精神または身体に中程度以上の障がい（政令で定める程度）のある20歳未満の児童			
手当額	月額	1級	56,800円	令和7年4月現在
		2級	37,830円	
支給制限	(1)障がい児が社会福祉施設等に入所したとき (2)障がい児が障がいを事由とする公的年金を受けようになったとき (3)本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき			
支給月	4月、8月、11月の11日（※土、日、祝日、休日の場合はその前日）			
手続	申請手続が必要です。 詳しくは担当窓口にお問い合わせください。			



児童扶養手当		担当窓口	
父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭の児童を養育している父又は母、養育者に支給される手当です。		子育て支援課	
対象者	対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。 但し、政令に定める程度以上の障がいのある児童は20歳未満		
手当額	月額	全部支給	一部支給
	児童1人	46,690円	46,680円～11,010円
	児童2人目以降の加算額	11,030円	11,020円～5,520円
支給制限	(1)障がい児が社会福祉施設等に入所したとき (2)父、母、養育者又は対象児童が公的年金を受給できるとき (3)本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき (4)父又は母が婚姻状態になったとき		
支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日 ※土、日、祝日、休日の場合はその前日		
手続	申請手続が必要です。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。		

保育所等の保育料・副食費の減免基準の緩和		該当手帳	担当窓口
保育所、認定こども園に入所する子ども又はその同居家族が障害者手帳を取得した場合、減免基準が緩和されます。		身体 療育 精神	■ ■ ■ 子育て支援課
対象の保育料等	・認可保育所、認定こども園の保育料 ・認可保育所、認定こども園（1号認定を除く）の副食費		
手帳を取得した場合の基準	【保育料】 市町村民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の場合減額となります。 ※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は、手帳の有無にかかわらず免除 【副食費】 市町村民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の場合免除となります。		
手続	保育料・副食費が減額・免除となる場合は、申請手続が必要となります。該当するかなど詳しくは担当窓口にお問い合わせください。		

障害基礎年金		担当窓口	市 保険年金課 別府年金事務所 (Tel22-5111)
抛出制	(1)病気やケガにより障がい者となり、その病気やケガの初診日が国民年金に加入中(または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の年金未加入者)であること。 (2)障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日)の障がいの程度が政令で定められた1級又は2級に該当していること。事後重症の場合は、請求時点に障がい等級の1級、又は2級の状態になっていること。 (3)初診日の前々月までに保険料を納めた期間(免除期間も含む)が加入期間の3分の2以上あること。 ※障がいの発生時期が満65歳以上の人は対象となりません。 ※特例で令和8年4月1日前に病気、ケガをして障がい者になったときは初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。		
無抛出制	(1)初診日が20歳到達前の年金未加入の状態にある人で、20歳に達したとき(障害認定日が20歳到達後の場合は、その障害認定日)に、障がいの程度が政令で定められた1級又は2級に該当していること。(障害者手帳の1級・2級とは異なる場合があります。)		

障害者扶養共済制度		担当窓口
障がいがある人を扶養している保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいとなったとき、障がいがある人に年金が支給されます。		県障害福祉課 市障害福祉課
対象者	次のいずれかに該当する障がいがある人で、将来独立自活することが困難であると認められる人。 (1)知的障がいがある人 (2)身体障害者手帳1～3級を所持する人 (3)上記と同程度の精神又は身体に永続的な障がいがあると認められる人	
加入資格	障がい者を扶養している65歳未満（加入する年度の4月1日時点）の人	
掛金	保護者（加入者）の年齢で掛金額が変わります。	
手続	①申請書（加入等申込書、申込者告知書、障がい証明書、年金管理者指定届書） ②住民票（加入者及び障がい者） ③各種手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）	

居宅生活動作補助用具の給付（住宅改修）		該当手帳	担当窓口
在宅の障がいのある人や児童のため、改修工事の費用の一部を給付します。		身体 療育 精神	■ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
対象者	<p>下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい（移動機能障がいに限る。）を有する身体障がい者であって、障がい程度等級3級以上の人。 障がい児については、学齢児以上の人。（但し、特殊便器の取り替えは上肢障がい2級以上の人。）</p> <p><b>介護保険対象者は、給付の対象外です。</b></p>		
手続	<p>①申請書 ②身体障害者手帳 ③工事見積書 ④見取り図及び断面図（改修前と改修後） ⑤改造現場の現況写真1部（インスタント写真、フォトプリンター印刷は不可） ⑥借家の場合は家主の改造承諾書</p> <p><b>事前申請が必要です。</b></p>		
住宅改修場所	<p>(1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取り替え (5)洋式便器等への便器の取り替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>		
負担額	基本的には1割 【限度額：20万円】		

住宅改造費の助成		該当手帳		担当窓口	
		身体 療育 精神	■ ■ ■	障害福祉課	
在宅の重度心身障がいのある人や児童又は障がい者と同居する人が、その障がい者に適するよう住宅を改造する場合に、その費用の一部を補助します。					
対象者	(1)身体障害者手帳1級・2級を所持する人 (2)療育手帳A1・A2を所持する人 (3)精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人 (4)上記障がい者と同居する人 (5)対象者の属する世帯の生計中心者の前年の所得金額が200万円未満であること。 (6)在宅高齢者住宅改造助成事業の助成対象者でない人				
手続	①申請書 ②各種手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ③工事見積書（内訳明細書） ④見取り図及び断面図（改造前と改造後） ⑤改造現場の現況写真1部（インスタント写真、フォトプリンター印刷は不可） ⑥借家の場合は家主の改造承諾書 ⑦認印 <b>改造前に申請が必要です。</b>				
助成額	基本額	階層区分	負担割合		
			公費負担分		本人
			県	市	
	60万円又は工事実費のいずれか少ない額	生活保護法による被保護世帯 その他の世帯	1/2 1/3	1/2 1/3	なし 1/3
補助額＝基本額×公費負担割合（千円未満切捨て）					
注意事項	(1)すでに改造されている場合は対象になりません。 (2)障がいに応じた改造をすることを条件とします。 (3)新築・増築の場合は対象になりません。 (4)かけはなれた障がいの組み合わせ（重度）の場合は認められないことがあります。 (5)借家の場合、家主の承諾書が必要です。ただし、退去の際の復旧費用は対象外です。 (6)本制度は原則一世帯1回しか利用できません。ただし、限度額の範囲内であれば再申請が可能です。 (7)介護保険制度の「居宅介護住宅改修費の支給」20万円限度や身体障がい者の日常生活用具給付事業「住宅改修」20万円限度を優先し、併給が可能です。 (8)工事対象範囲は、障がい者が日常において常時使用する設備の改造・解体・基礎工事です。				



工事完了後に、職員が現地確認を行いますので、ご協力よろしくお願いします。

自動車運転免許取得費の助成		該当手帳		担当窓口
		身体	<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉課
障害者手帳等を所持している人で、運転免許の取得により就労等の社会参加に効果がある人に、その費用の一部を助成します。		療育	<input checked="" type="checkbox"/>	
		精神	<input checked="" type="checkbox"/>	
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者			
免許種類	第1種普通自動車免許			
手続	①申請書 ②見積書（自動車学校分） ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 <b>自動車学校等の入校前に事前申請が必要です。</b>			
助成額	直接経費の2/3以内 【限度額：10万円】			

事前申請を忘れていませんか？

各種制度の利用をお考えの場合は、  
ご相談ください。




自動車改造費の助成		該当手帳		担当窓口
		身体	<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉課
就労等の社会参加に伴い、身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の操行装置などを改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。		療育	<input type="checkbox"/>	
		精神	<input type="checkbox"/>	
対象者	身体障害者手帳所持者 <b>前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人</b>			
手続	①申請書 ②改造部分の見積書 ③身体障害者手帳 ④運転免許証 ⑤車検証 ⑥改造前の写真（インスタント写真、フォトプリンター印刷は不可） <b>事前申請が必要です。改造されている自動車は、該当しません。</b>			
助成額	限度額：10万円			



## 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している人が有料道路を利用するとき、通行料金が割引（割引率50%）になります。

該当手帳		担当窓口
身体	■	障害福祉課
療育	■	
精神	□	

対象者	(1)身体障害者手帳所持者本人が運転する場合 (2)身体障害者手帳（第1種）又は療育手帳（A1、A2）所持者が同乗し、介護者が運転する場合	
対象車両	自動車登録あり ※ETC 現金レーン ともに可	●障がい者本人、配偶者、親族等又は日常的に介護している人が所有する車で、営業用の車を除く普通乗用車等（乗員定員10人以下の乗用車） ●（登録できるのは）障がい者1人につき1台
	自動車登録なし ※現金レーン のみ可	●親族や知人が所有する車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など ※業務利用等の車は除く ※事前の申請手続きが必要
手続 窓口	オンライン	●利用車両の事前登録とETC利用申請を併せてする人限定 ●マイナンバーカードの用意と、マイナポータルへの登録が必要 ●手続き方法の詳細は、下記の申請受付サイトを確認ください。  有料道路における障害者割引制度のオンライン申請 ▶ <a href="https://www.expressway-discount.jp">https://www.expressway-discount.jp</a>
		①身体障害者手帳、療育手帳 ②運転免許証またはマイナ免許証（第2種の人のみ） マイナ免許証を提示される場合は、マイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリへ照会した免許情報の画面（スクリーンショットまたは印刷したもの）の提示が必要です。 【自動車登録希望者】上記①②に加え、下記③、④（該当の場合のみ）が必要 ③自動車検査証又は電子車検証・自動車検査証記録事項（紙または画面提示） ④割賦契約書又はリース契約書（割賦購入又は長期リース利用の場合） 【ETC利用者】上記①②③④に加え、下記⑤⑥が必要 ⑤ETCセットアップ証明書等（車載器の管理番号がわかるもの） ⑥ETCカード（障がい者本人名義 ※18歳未満の人は、親権者又は法定後見人名義）





自動車税（環境性能割・種別割）の減免			該当手帳	担当窓口
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人で一定の要件を満たす場合、申請により普通自動車・軽自動車の自動車税（環境性能割・種別割）の減免が受けられます。要件など詳しくはお問い合わせください。			身体 療育 精神	■ ■ ■ 市民税課 県税事務所
区分	申請先	申請時期		
軽自動車	環境性能割	自動車税管理室	購入する際	
	種別割	市役所 市民税課	毎年5月 納付書が届いてから納期限まで	
普通車	環境性能割	自動車税管理室	購入する際	
	種別割	別府県税事務所	随時	
対象車両		自家用車であり、障がい者一人につき1台に限る。		
所有・使用条件		所有、使用条件及び生計同一者又は常時介護者の運転についての詳細な条件等は、担当窓口にお尋ねください。		
申請先	市民税課		21-1119	
	大分県別府県税事務所		67-8211	
	大分県税事務所自動車税管理室		097-552-1121	

生活福祉資金の貸付			該当手帳	担当窓口
障がい者世帯に対し、次のような貸付制度があります。貸付条件等詳しくは担当窓口にお尋ねください。			身体 療育 精神	■ ■ ■ 社会福祉協議会 (TEL26-6070)
区分	種類	貸付内容	貸付限度額	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	20万円/月以内	
	住居入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約に必要な資金	40万円以内	
	一時生活再建費	生活再建のための一時的な費用	60万円以内	
福祉資金	福祉費	生業、技能習得、住宅の増改築、福祉用具の購入、障がい者用自動車の購入、冠婚葬祭、住居の移転等他	580万円以内	
	緊急小口資金	緊急かつ一時的な理由により、生計の維持が困難となった世帯	10万円以内	
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校等に修学するために必要な経費	3.5万円~6.5万円 (1.5倍まで可能)	
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校等に入学するために必要な経費	50万円以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける資金	30万円/月以内	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける資金	土地・建物の評価額の70%程度	

所得税、住民税などの控除		該当手帳		担当窓口
		身体 療育 精神	■ ■ ■	税務署 市民税課
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けると、税の控除が受けられます。				
税の種類	対象者	控除額	その他要件	申請場所
所得税	《特別障害者控除》 ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	同居の扶養親族 又は控除対象配偶者が特別障害者の場合35万円を加算	別府税務署 23-2111
	《障害者控除》 上記特別障害者以外	27万円		
住民税	《特別障害者控除》 ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	30万円	同居の扶養親族 又は控除対象配偶者が特別障害者の場合23万円を加算	別府市役所 市民税課 21-1119
	《障害者控除》 上記特別障害者以外	26万円		
障害者扶養 共済掛金	共済掛金を所得金額から控除 (小規模企業共済等掛金控除)	(所得税)別府税務署 23-2111 (住民税)別府市役所市民税課 21-1119		

NHK放送受信料の減免		該当手帳		担当窓口
		身体 療育 精神	■ ■ ■	NHK 障害福祉課
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人で一定の要件を満たす場合、申請により受信料の減免が受けられます。				
対象者 (日本放送協会放送受信料免除基準)	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯かつ世帯全員が住民税非課税 ※世帯とは、住居および生計をともにする者の集まり、 または独立して住居もしくは生計を維持する単身者			全額免除
	障がい者が世帯主 かつ受信契約者であること	視覚又は聴覚障がい者		半額免除
		重度の身体障がい者(1級・2級)		
		重度の知的障がい者(重度と判定)		
		重度の精神障がい者(1級)		
手続	①申請書 ②各種手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ③認印 ④非課税世帯証明書(全額免除対象者で、転入者のみ)			
送付先	〒870-8660 大分市高砂町2番36号 NHK大分放送局営業部 097-533-2830			



公共交通機関の割引			該当手帳	担当窓口
			身体 療育 精神	■ ■ ■ 各事業者
各種手帳所持者及び介護者の運賃が割引の対象です。 利用するには手帳の呈示が必要です。				
交通機関	対象	割引率	種類	実施事業者
タクシー	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	10%		各社
バス	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ただし、第1種身体障害者、療育手帳(A1, A2)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の場合は、手帳所持者と介護者1名 ※定期券は除く	50%	乗車券 回数券	亀の井バス、大分交通、大分バスほか ※割引対象外の路線もあります(詳細は各バス会社にお問い合わせください)
		30%	定期券	
JR	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	50%	普通乗車券 (片道100kmを超える場合)	JR九州ほか (各旅客鉄道会社へお問い合わせください)
	第1種の手帳(精神障害者保健福祉手帳は1級)を所持している障がい者とその介護者1名	50%	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	
	第2種の手帳(精神障害者保健福祉手帳は2級または3級)を所持する12歳未満の障がい児と介護者1名	50%	定期乗車券 (全線)	
船舶	第1種の手帳(精神障害者保健福祉手帳は1級)を所持している障がい者とその介護者1名	50%	全室	商船三井 さんふらわあ (他の船舶会社は各社にお問い合わせください)
	第2種の手帳(精神障害者保健福祉手帳は2又は3級)を所持している障がい者本人	50%	ツーリスト ツーリストベッド スタンダード	
航空	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 ただし、第1種の手帳の場合は、手帳所持者と介護者(1名)	各社で 設定		各社 ※詳細は各航空会社にお問い合わせください

詳細は利用する前に、各社にお問い合わせください。

**公共交通機関利用時は、手帳の携行をお忘れなく!!**

※精神障害者保健福祉手帳呈示の場合は、本人確認のため手帳に写真の貼付けが必要です。



重度身体障がい者タクシー利用券の交付		該当手帳		担当窓口
		身体	療育	精神
別府市に居住している重度身体障がいのある人や児童に、利用券を交付することにより、タクシー料金の一部を助成します。		■	□	□
対象者	下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害の部位等級2級以上になる人			
手続	①申請書 ②身体障害者手帳			
助成額	タクシー料金の一部を助成 48回分/年			
利用対象車種	リフト付タクシー、一般タクシー、福祉タクシー			
事業者等	利用は登録されている事業者に限ります。 利用可能事業者は別府市ホームページで公開しています。			

☆タクシー利用券☆ 令和6年4月1日よりLINE申請ができるようになりました。

家具転倒防止器具取付		該当手帳		担当窓口
		身体	療育	精神
在宅の重度障がいのある人を対象に地震等の災害対策のために家具転倒防止器具を取り付けします。		■	■	□
対象者	重度障がい者世帯（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2を有している人により構成されている世帯）			
手続	① 申請書 ②各障害者手帳 ③その他必要な書類			

重度身体障害者緊急通報システム		該当手帳		担当窓口
		身体	療育	精神
ひとり暮らし等の重度身体障がいのある人が緊急通報システムサービスを受けることができます。 【65歳以上は、高齢者福祉課で受付】		■	□	□
対象者	別府市に住所を有し、次のいずれかに該当する人 (1)身体障害者手帳1級又は2級に該当 (2)(1)の要件を満たす人のみにより構成されている世帯 (3)(1)の要件を満たす人を有する世帯で、その属する世帯の生計を維持する主たる人の所得税が非課税である世帯			
手続	① 申請書 ②身体障害者手帳 ③その他必要な書類			

市営温水プール使用料の免除		該当手帳		担当窓口
		身体	療育	精神
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けると、市営温泉プール使用料の免除が受けられます。		■	■	■
施設名	市営温水プール			
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者1名（※介護者：要件あり 別府市ホームページ掲載）			
使用料	免除			
申請先	別府市営温水プール（電話 25-3633）			

郵便物料金の割引等		該当手帳		担当窓口
		身体療育精神	■ ■ □	別府郵便局 (Tel.22-5268) 各郵便局窓口
郵便物の料金にも障がいのある人の生活を支えるための各種割引等があります。 詳細については、各窓口にお問い合わせください。				
種別	適用内容			
無料及び無償	点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの		
	特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物 点字図書館、点字出版施設等（日本郵便㈱指定のもの）から差し出し、またはこれら施設にあてて差し出されるもの		
	青い鳥郵便はがき	重度の身体障がい者（1・2級）及び重度の知的障がい者（療育A）に、通常郵便はがき20枚を配布 ※受付・配布期間要確認（通常：4月1日～5月31日）		
割引運賃	心身障がい者用ゆうメール	図書館と身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方との間での図書の閲覧のために発受する場合		
	点字ゆうパック	点字のみを掲げ、日本郵便㈱が定めた条件を満たし受託した荷物		
	聴覚障がい者用ゆうパック	聴覚障がい者の福祉を増進する施設（日本郵便㈱指定の施設）と聴覚障がい者との間における録画物の貸出し又は返却のため、日本郵便㈱が定めた条件を満たし受託した荷物		

携帯電話料金の割引		該当手帳		担当窓口
		身体療育精神	■ ■ ■	携帯電話各社 各支店 各ショップ
各手帳所持者が申し込む1回線の携帯電話利用料金の割引があります。 （会社によっては該当しない場合があります。） 詳細については、各窓口にお問い合わせください。				
対象者	次のいずれかの手帳を所持している人 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳			
手続	割引率、割引内容等は各社によって異なります。 手続に関しては、携帯電話各社に確認してください。			

車いすの貸出		担当窓口
		社会福祉協議会 (Tel.26-6070)
対象者	次のすべてに該当する人 (1)別府市内に住所を有する人 (2)入院・入所していない人（外泊等で短期利用の場合は可） (3)介護保険レンタルの対象外の人 （要介護認定を持たない人、要介護1までの人）	
手続	申請書（車いす使用者の氏名・住所・電話番号・年齢・介護認定の有無・借用理由・借用期間など）	



## 5. 社会参加の促進

「駐車禁止除外指定車標章」の交付		該当手帳		担当窓口	
		身体 療育 精神	■ ■ ■	別府警察署 交通課 (TEL21-2131)	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(下記に該当する人)が使用する車両については、駐車禁止規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。但し、対象となる場所は公安委員会の指定した駐車禁止場所に限られます。					
障がいの区分等			障がいの級別等		
身体 障害者 手帳	視覚障がい		1級から3級までの各級、4級の1		
	聴覚障がい		2級及び3級		
	平衡機能障がい		3級		
	上肢不自由		1級、2級の1、2級の2		
	下肢不自由		1級から4級までの各級		
	体幹不自由		1級から3級までの各級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	
	脳変による運動機能障がい		移動機能	1級から3級までの各級	
	心臓機能障がい		1級及び3級		
	じん臓機能障がい		1級及び3級		
	呼吸器機能障がい		1級及び3級		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級		
	小腸機能障がい		1級及び3級		
	肝臓機能障がい		1級から3級までの各級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級		
療育手帳		A1、A2			
精神障害者保健福祉手帳		1級			

手話通訳者・要約筆記者の派遣		該当手帳		担当窓口
		身体 療育 精神	■ □ □	大分県聴覚 障害者協会
聴覚障がい者の日常生活や大会、講演会等で、手話通訳者等を必要とするときに、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。				
対象者	個人：別府市に住所を有する者			
手続	下記申請先に、手話通訳者・要約筆記者派遣申請書・依頼書に必要事項を記入して、派遣日の <b>5日前</b> までに、FAXしてください。(申込と同時に登録が必要です)			
申請先	FAX 097-556-0556 TEL 097-551-2152 (社)大分県聴覚障害者協会 大分市大津町1丁目9番5号			
依頼書	大分県聴覚障害者センターのHP【 <a href="http://www.toyonokuni.jp/">http://www.toyonokuni.jp/</a> 】の各種依頼書申請書からダウンロードしてご利用ください。			
派遣費用	基本無料 講演会や研修等を主催する団体や企業は事前にご相談ください。			



# 大分あったか・はーと駐車場利用証の交付

障がいのある人など、車の乗降や歩行が困難な人からの申請を受けて、県が「大分あったか・はーと駐車場利用証」を交付します。この利用証を車内に掲示することで、歩行が困難な人のために設けられている「大分あったか・はーと駐車場」を利用することができます。

該当手帳		担当窓口
身体療育精神	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東部保健所</li> <li>■ 社会福祉協議会</li> <li>■ 障害福祉課 等</li> </ul>	

利用可能駐車場	利用証の掲示によって駐車することができる駐車場は、この制度に賛同していただいた公共施設や商業施設などの協力により設置された駐車場で、「大分あったか・はーと駐車場」と表示されています。		
申請場所	大分県東部保健所	67-2511	原則、当日交付
	別府市社会福祉協議会	26-6070	後日、郵送交付
	障害福祉課	21-1413	後日、郵送交付
	大分県電子申請システムを利用して申請することができます。下記の二次元コードを読み取りしてください。		

利用範囲	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、山口県をはじめ全国43の自治体での相互利用ができます。(令和6年11月1日現在)
------	---

障がい区分		対象等級	必要書類	
身体障がい者	視覚障がい	1級～4級	身体障害者手帳	
	聴覚障がい	2級、3級		
	平衡機能障がい	3級、5級		
	肢体不自由	上肢		1級、2級
		下肢		1級～6級
		体幹		1級～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級、2級
		移動機能		1級～6級
	内部障がい	1級、3級、4級		
	心臓機能障がい、じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい			
肝臓機能障がい				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級			
知的障がい者	A	療育手帳		
精神障がい者	1級	精神障害者保健福祉手帳		
要介護認定者 【要介護1～5】		介護保険被保険者証		
難病患者・特定疾患患者 【認定者】		特定疾患医療受給者証等		
妊産婦 【妊娠7ヶ月～産後12ヶ月の方】		母子健康手帳		
けが人 【けがにより車いす又はつえ等を使用している方】		医師の診断書		

※利用可能な駐車場のある施設については大分県ホームページ内「おおいたユニバーサルデザインマップ」をご参照ください。



左の利用証があると、右のマークで表示された駐車場を利用できます。



大分県電子申請システム  
『あったかはーと電子申請』

ヘルプカードの配布		該当手帳		担当窓口
		身体 療育 精神	■ ■ ■	県 障害福祉課 市 障害福祉課
外見から分からなくても、支援や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプカード」を配布します。				
対象者	誰でも無料で持つことができますが、次の方を想定しています。 ①障がいがある人 ②難病の人 ③高齢者 ④妊娠中の人			
「ヘルプカード」 とは？	内部障がいや難病など、外見からは障がいがあることが分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けをしたい人」を結ぶカードです。 【詳細は、大分県ホームページをご覧ください】			



カード(おもて面)



カード(うら面)

カードの裏面に、  
手助けしてほしい  
ことを記入してお  
きましょう!!

ヘルプマークの配布		該当手帳		担当窓口
		身体 療育 精神	■ ■ ■	県 障害福祉課 市 障害福祉課 高齢者福祉課 等
外見から分からなくても、支援や配慮を必要としていることをカバンなどに取り付けて周囲の人に知らせる「ヘルプマーク」を配布します。				
対象者	誰でも無料で持つことができますが、次の方を想定しています。 ①障がいがある人 ②難病の人 ③高齢者 ④妊娠中の人			
「ヘルプマーク」 とは？	内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわからなくても援助や配慮を必要としている人が、カバンなどに取り付けて周囲の人に知らせるためのものです。「ちょっと手助けが必要な方」と「ちょっと手助けをしたい方」を結ぶマークです。 【詳細は、大分県ホームページをご覧ください】			

## 電子申請ができます！

※詳しくは別府市ホームページをご覧ください。

ヘルプマーク電子申請  
二次元コード



カバンなどに取り付けられます！



成年後見制度の利用		担当窓口	
		認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。	
成年後見制度の種類 ☆申立者、また対象者の年齢によって担当窓口が違います。			
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決定する。		
法定後見制度	判断能力が不十分となった場合、家庭裁判所によって援助者（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度。家庭裁判所に審判の申立てを行う。		
法定後見3種類	成年後見人	保佐人	補助人
対象者	判 断 能 力 が		
	欠けているのが通常の状態の人	著しく不十分な人	不十分な人
申し立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
権限	同意権・取消権	原則としてすべての法律行為（※注1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法第13条第1項の所定の行為</li> <li>・申立により裁判所が定める行為</li> </ul> 申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める民法第13条第1項の所定の行為の一部（※注3）
	代理権	原則としてすべての法律行為（※注2）	申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める行為（※注3）
※注1 日用品の購入その他日常生活上の行為を除く ※注2 婚姻・遺言その他、本人自身により行われる必要がある行為を除く ※注3 本人の同意が必要			

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）		担当窓口	
		判断能力が不十分な方々が地域で安心して日常生活を営むのに必要な手助けを行う事業です。	
対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方。（ただし、事業の契約内容について判断し得る能力を有すること）		
サービス内容	①福祉サービスの利用の手続きの援助 ②日常生活に必要な手続きの援助 ③日常的なお金の出し入れの援助 ④大切な書類などのお預かり（社会福祉協議会が適切と認めた書類）		
利用料金	専門員による訪問・相談、支援計画の作成	生活支援員による援助	大切な書類の預かり
	無料	1,330円/回	500円/月
問題解決等	大分県福祉サービス運営適正化委員会 【Tel097-558-0301】		
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センター）生活保護受給者以外で、家庭や地域で起こる困りごとや不安等の相談に応じます。 ※詳しくは社会福祉協議会（Tel27-8835）まで			

## 雇用・就労について

就労を希望する障がい者のニーズや場面に応じて、相談する窓口を参照しやすくまとめたものです。ご自身で現状を把握して、その状況にあてはめて判断してみましょう。

ご自身は、今どのような状況ですか？		支援メニュー	番号
I	働きたいが、何から始めればよいか分からないので相談したい	職業相談・職業紹介	①、②、③
II	就職への課題や自分にあった仕事を知りたい	職業準備支援	②
III	就職を前提に、実地訓練を受けたい	職場適応訓練	①、③
IV	すぐに就職活動を始めたい、就職先を探したい	求職登録	①、③
V	職場に適応できるか不安	ジョブコーチ相談事業	②
VI	在職中に障がい者となったが、引き続き働きたい	継続雇用の支援	②
VII	職場での悩み、日常生活での相談をしたい	就業面と生活面の一体的な支援	③
VIII	うつ病等により休職しているが、復帰したい	リワーク支援	②
IX	今の職場になじめないので転職したい	職業相談、職業紹介	①

番号	相談窓口名称及び連絡先一覧		
①	ハローワーク別府	青山町11番22号	23-8609
②	大分障害者職業センター	大分市皆春1483-1 「ポリテクセンター大分」内 第1教室棟3階・4階	097-503-6600
③	障がい者就業・生活支援センターたいよう	大字内竈1393番地の2 太陽の家内	66-0080

## 県立図書館 障がい者宅配貸出サービス

来館による貸出サービスを利用することが困難な県内在住の人に、宅配便を利用して無料で貸出します。

該当手帳	担当窓口
身体	県立図書館 TEL 097-546-9972 FAX 097-546-9985
療育	
精神	

対象者	身体障害者手帳	視覚、両下肢、体幹、移動機能	1・2級
		心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
		免疫、肝臓	1～3級
	療育手帳	A	
	精神障害者保健福祉手帳	1・2級	
利用内容	貸出冊数：5冊以内／人 貸出日数：宅配に要する期間を含めて30日間		



身体障害者相談員			
			令和7年3月31日現在
種 別	氏 名	住 所	電 話
肢 体	熊本 千恵子	扇山	21-4847
	河野 龍児	上人ヶ浜町	67-1010
	木部 毅	大畑	25-7924
	後藤 克彦	亀川四の湯町	67-0237
	庄 まゆみ	朝見	25-9577
	末宗 美紀江	天満町	080-3182-3017
	奈良 芳和	幸町	26-2041
	福島 文男	亀川浜田町	66-6610
視 覚	高橋 勇	鶴見	23-2107
	西田 良一	朝見	25-7395
	植田 春子	立田町	25-0964
聴 覚	西村 務	鶴見	fax 22-7484
内 部	阿部 留理子	山の手町	22-1568

知的障害者相談員		
		令和7年3月31日現在
氏 名	住 所	電 話
阿部 由美	石垣西	26-0114
内田 清恵	未広町	26-3883
大久保 多津子	野口中町	21-1729
木戸 律子	上野口町	25-1974

障がいがある人の、いろいろな問題についての相談を行っています。お気軽にご相談ください。  
※相談内容について秘密を厳守します。ご安心ください。

## 【各種専門相談窓口一覧】

相談種別	事業所名	電話	FAX
こころの健康相談・支援	精神保健福祉相談電話	097-541-6290	
	こころの電話相談	097-542-0878	
児童のさまざまな問題	中央児童相談所	097-544-2016	097-546-1399
	中津児童相談所	0979-22-2025	0979-23-5935
差別や人権、財産に対する侵害等	大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター	097-558-7005	097-558-7005
障がい者虐待通報	障害福祉課	0977-21-1413	0977-22-1780
	農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	0977-67-1897	0977-67-1715
	障害者相談支援センター たいよう	0977-66-1674	0977-67-7337
	相談支援事業所 ぱれっと	090-9686 -1149	0977-24-8504
	障がい者地域生活支援センター 泉	0977-25-3443	0977-25-9669
	大分県障害者権利擁護センター	097-506-2728	097-506-1740
夜間・休日の緊急的な精神科医療相談	精神科救急情報センター	TEL 097-541-1179 平日 17:00～翌9:00 休日 9:00～翌9:00	
施設や在宅での福祉サービスに関する苦情	大分県福祉サービス運営適正化委員会	097-558-0301	097-558-6001
社会との交流促進	大分県身体障害者福祉センター	097-558-4849	097-558-0316
視覚障がいに関する相談・支援	大分県盲人福祉センター	097-532-8450	097-532-8230
聴覚障がいに関する相談・支援	大分県聴覚障害者センター	097-551-2152	097-556-0556
発達障がいに関する相談・支援	大分県発達障がい者支援センター「イコール」	097-578-6952	097-578-6953
高次脳機能障がいに関する相談・支援	諏訪の杜病院	097-567-1277	097-567-3066
	別府リハビリテーションセンター	0977-67-1711	0977-67-1712
就職を希望する障害のある人の相談・支援	障がい者就業・生活センター たいよう	0977-66-0080	0977-66-7337
介護に関する正しい知識・技術の相談・支援	大分県社会福祉介護研修センター	097-552-6888	097-552-6868
てんかんに関する相談	大分大学医学部附属病院 (大分県てんかん支援拠点病院)	050-3613 -1679	—
知的・精神障がい者の金銭管理等	別府市成年後見支援センター (別府市社会福祉協議会内)	0977-73-6070	0977-76-8155
医療的ケア児に関する相談	大分県医療的ケア児支援センター	090-4052 -0750	—
難病の方の悩みや不安等の相談・助言	大分県難病相談・支援センター	097-578-7831	097-578-7832
民間賃貸住宅への入居に関する相談・支援	居住支援協議会 (県土木建築部建築住宅課)	097-506-4677	097-506-1779
障がい者歯科診療所	大分県口腔保健センター	097-547-8833	097-547-8838
医療に関する相談・苦情等	大分県医療安全支援センター	097-506-2644 0977-67-2511	097-506-1734 0977-67-2512

## 障がい者関係団体一覧 ※令和6年4月大分県作成「障がい者福祉のしおり」参照

施設の名称	電話
大分県身体障害児者施設協議会	097-558-0300
(福)大分県盲人協会	097-532-8450
大分盲導犬協会	0977-67-6704
大分県点訳・音訳の会	097-538-0399
大分県難聴者協会	0977-75-7645
大分県手話サークル連絡協議会	080-1709-6870
大分県手話通訳問題研究会	097-545-3574
大分県要約筆記サークル「陽ざしの会」	097-544-3462
NPO 法人全国要約筆記問題研究会大分県支部	0977-21-9639
大分盲ろう者友の会	097-597-5550
大分豊声会	097-520-3034
大分言友会	090-5940-3770
大分県脊髄損傷者の会	0974-42-2526
(公社)日本オストミー協会大分県支部	0978-42-5621
全国心臓病の子どもを守る会大分県支部	090-5747-0118
大分県腎臓病協議会	097-553-0578
NPO 法人大分県難病・疾病団体協議会	097-535-8755
日本 ALS 協会大分県支部	097-544-4595
(公社)日本リウマチ友の会 ※大分支部は友の会が対応	03-3258-6565
全国パーキンソン病友の会大分県支部	090-5083-7071
全国膠原病友の会大分県支部	097-527-5453
(一社)日本筋ジストロフィー協会大分県支部	090-3609-3811
大分県小脳変性症・多系統萎縮症友の会	080-3968-3125
アトム会の会大分県支部(全国HAM患者友の会)	097-578-7831
大分県肢体不自由児者父母の会連合会	080-6753-9397
大分県障がい児協会	097-506-2749
大分県脳性まひ児者父母の会	080-6109-4112
大分県ダウン症連絡協議会(ひまわり会)	090-7395-9685
大分県自閉症協会	080-6447-1962
(公社)大分県手をつなぐ育成会	097-551-1821
大分県知的障害者施設家族会連合会	097-543-2518
人工内耳友の会[ACITA]大分支部	0977-75-7645
大分県重症心身障害児(者)を守る会	0978-63-1001
(公社)日本てんかん協会大分県支部	097-527-5443
(公社)大分県精神保健福祉会	090-5929-8267
大分県精神障がい者社会復帰施設協議会	0972-82-7553
(一社)大分県断酒連合会	090-8289-8511
高次脳機能障害友の会「おおいた」	090-3071-5123
NPO 法人えいぶる・ねっと ※所轄問合せ(県県民生活・男女参画課)	097-534-2052
大分県言語障がい友の会 なし会	080-1710-1464
大分県網膜色素変性症協会	090-1366-5030

## 障がい福祉関係関連施設

	機関名	住所	電話	F A X
官公署	大分県障害福祉課	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	097-506-2723	097-506-1740
	大分県障害者社会参加推進室	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	097-506-2725	097-506-1736
	大分県東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1	67-2511	67-2512
	こころとからだの相談支援センター 大分県身体障害者更生相談所	〒870-1155 大分市大字玉沢字平石 908	097-542-1209	097-541-6627
	こころとからだの相談支援センター 大分県知的障害者更生相談所	〒870-1155 大分市大字玉沢字平石 908	097-542-3117	097-541-6627
	中央児童相談所	〒870-0891 大分市荏隈町 2 丁目 3-1 大分県こども・女性相談支援 センター内	097-544-2016	097-546-1399
	こころとからだの相談支援センター 大分県精神保健福祉センター	〒870-1155 大分市大字玉沢字平石 908	097-541-6290	097-541-6627
	ハローワーク別府	〒874-0902 別府市青山町 11-22	23-8609	24-2937
	大分障害者職業センター	〒870-0131 大分市皆春1483-1 「ポリテクセンター大分」内 第1教室棟3階・4階	097-503 -6600	097-503 -6601
	別府税務署	〒874-8686 別府市光町 22-25	23-2111	
	別府県税事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1	67-8211	
	大分県税事務所 自動車税管理室	〒870-0907 大分市大津町 3-4-13	097-552-1121	
	別府年金事務所	〒874-8555 別府市西野口町 2-41	22-5111	21-8949
その他機関	全国健康保険協会 (協会けんぽ) 大分支部	〒870-8570 大分市金池南 1-5-1 J:COM 利トホール大分 (MNC タウン2階)	097-573-5630	097-573-5640
	別府市社会福祉協議会	〒874-0908 別府市上田の湯町 15-40	26-6070	26-6620
	大分県社会福祉協議会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-558-0300	097-558-1635
	大分県障害者社会参加推進 協議会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-558-8797	097-558-8797
	大分県身体障害者福祉協会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-551-9775	097-551-9775

## 障がい福祉関係関連施設

	機関名	住所	電話	F A X
その他機関	大分県障がい者スポーツ協会	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 大分県障害者社会参加推進室内	097-533-6006	097-506-1736
	大分県聴覚障害者協会	〒870-0907 大分市大津町 1-9-5 大分県聴覚障害者センター内	097-551-2152	097-556-0556
	大分県身体障害者福祉センター	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-558-4849	097-558-0316
	大分県社会福祉介護研修センター	〒870-0161 大分市明野東 3-4-1	097-552-6888	097-552-6868
	別府市身体障害者福祉団体協議会	〒874-0840 別府市大字鶴見 4310-2 別府市身体障害者福祉センター内	25-5351	25-5351
	別府市身体障害者福祉センター	〒874-0840 別府市大字鶴見 4310-2	21-9093	25-5351
基幹相談支援センター	相談支援事業所 ぱれっと	〒874-0838 別府市荘園 6-4	25-9758	24-8504
	障がい者地域生活支援センター泉	〒874-0921 別府市富士見町 12-13	25-3443	25-9669
	障害者相談支援センターたいよう	〒874-0011 別府市大字内竈 1393-2	66-1674	66-7337
	農協共済別府リハビリテーションセンター障害者生活支援センター	〒874-0840 別府市大字鶴見 1026-10	67-1897	67-1715
特別支援学校	別府支援学校	〒874-0833 別府市大字鶴見 4224	24-0108	24-0322
	別府支援学校鶴見校	〒874-0838 別府市大字鶴見 4075-12	21-1349	21-1359
	別府支援学校石垣原校	〒874-0838 別府市大字鶴見 4050-293	24-6060	24-6064
	南石垣支援学校	〒874-0910 別府市石垣西 1 丁目 2-5	23-3454	23-0416

# 別府市指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

令和7年2月1日現在

◎避難する際には、避難所の開設状況をご確認下さい。

【確認先】防災危機管理課（☎0977-21-2255）

地区	番号	避難所名	所在地	洪水	土砂	高潮	地震	津波	火山 (鶴見岳)	火山 (伽藍岳)	緊急避難場所を 兼ねるか	備考
浜脇	1	旧浜脇中学校(体育館)	大字浜脇1208	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	南部地区公民館	浜脇1丁目8-20	○	○	×	○	×	○	○	○	洪水時は2,3階のみ
	3	南小学校(体育館)・南幼稚園	浜脇3丁目7-13	×	○	○	○	×	○	○	○	
	4	両郡橋公民館	両郡橋10組	○	○	○	○	○	○	○	×	
	5	朝見一丁目2区公民館	朝見1丁目7	×	×	○	○	×	○	○	×	
	6	鳥越公民館	鳥越3組	○	×	○	○	○	○	○	×	
	7	赤松公民館	赤松1組	○	×	○	×	○	○	○	×	
	8	柳公民館	柳2組	○	×	○	○	○	○	○	×	
	9	古賀原公民館	古賀原2組	○	○	○	○	○	○	○	×	
	10	内成公民館	内成御苑	○	○	○	○	○	○	○	×	
	11	河内公民館	河内3組	○	○	○	○	○	○	○	×	
	12	浜脇公園	浜脇1丁目6	×	○	×	○	×	○	○	×	
南	13	ふれあい広場サザンクロス	千代町1-8	○	○	×	○	×	○	○	○	洪水時は3,4階のみ
	14	仲良公園	浜町10	×	○	×	○	×	○	○	×	
	15	松原公園	松原町8	×	○	×	○	×	○	○	×	
	16	おひさまパーク	南町7-22	×	○	×	○	×	○	○	×	
北	17	別府中央小学校(体育館)・ベっぶ幼稚園	京町818-26	○	○	×	○	×	○	○	○	洪水時は2階のみ
	18	北浜公園	北浜1丁目818-386	×	○	×	○	×	○	○	×	
	19	海門寺公園	北浜2丁目2	×	○	○	○	×	○	○	×	
	20	的ヶ浜公園	北的ヶ浜町1183-4	×	○	×	○	×	○	○	×	
	21	餅ヶ浜公園	若草町4	○	○	×	○	×	○	○	×	
石垣	22	石垣小学校(体育館)・石垣幼稚園	石垣西7丁目6-27	○	○	○	○	○	×	○	○	
	23	中部地区公民館	南須賀町2-26	○	○	○	○	○	×	○	○	
	24	石垣東6・7丁目公民館	石垣東6丁目1588	○	○	○	○	○	○	○	×	
	25	南石垣公園	石垣東4丁目3	○	○	○	○	○	○	○	×	
	26	北石垣公園	石垣東9丁目3	○	○	○	○	○	○	○	×	
	27	南原児童公園	石垣西4丁目4	○	○	○	○	○	○	○	×	
	28	吉弘公園	石垣西6丁目6	○	○	○	○	○	×	○	×	
	29	桐ノ木児童公園	石垣西9丁目2729	○	○	○	○	○	×	○	×	
春木川	30	春木川小学校(体育館)・春木川幼稚園	大字北石垣1218-5	○	○	○	○	○	×	×	○	
	31	桜ヶ丘公民館	桜ヶ丘5組	○	○	○	○	○	○	×	×	
	32	中須賀元町・本町公民館	中須賀本町9組	○	○	○	○	○	○	○	×	
	33	中須賀児童公園	中須賀元町9組	○	○	○	○	○	×	×	×	
34	別府市春木川ふれあい交流センター	大字北石垣字祝保1200番3	○	○	○	○	○	×	×	×		
上人	35	上人小学校(体育館)・上人幼稚園	大字北石垣171	○	○	○	○	○	○	×	○	
	36	北部地区公民館	上人ヶ浜町6-54	○	○	×	×	×	○	○	○	
	37	あすなろ館	平田町14-24	○	○	○	○	×	○	○	○	
	38	別府大学(第2体育館)	上平田町10組	○	○	○	○	○	○	×	×	
	39	上人本町・上人仲町公民館	上人本町8-3	○	○	○	○	○	○	○	×	
	40	亀川四の湯町2区公民館	亀川四の湯町5-27	○	○	○	○	×	○	×	×	
	41	上人ヶ浜公園	上人ヶ浜町504-1	×	○	×	○	×	○	○	×	
	42	四の湯温泉前広場	亀川四の湯町20	○	○	○	○	×	○	×	×	



地区	番号	避難所名	所在地	洪水	土砂	高潮	地震	津波	火山 (鶴見岳)	火山 (伽藍岳)	緊急避難場所を 兼ねるか	備考
亀川	43	亀川小学校(体育館)・亀川幼稚園	大字内竈1179	×	○	×	○	×	×	×	○	
	44	北部中学校(体育館)	大字亀川231	○	○	○	○	○	○	○	○	
	45	すきっぷパーク	国立第二	×	×	×	○	×	×	×	×	
	46	立命館アジア太平洋大学(体育館)	十文字原1-1	○	○	○	○	○	○	×	×	
	47	亀川四の湯町1区公民館	亀川四の湯町18-20	○	○	○	×	×	○	○	×	
	48	亀川中央町2区公民館	亀川中央町12-16	×	○	×	×	×	○	○	×	
	49	野田公民館	野田2組	○	○	○	×	○	○	○	×	
	50	関の江新町公民館	関の江新町13	○	○	○	○	○	○	○	×	
	51	小坂公民館	小坂7組	○	○	○	○	○	○	○	×	
	52	大所公民館	大所2組	○	×	○	○	○	○	○	×	
	53	内竈公民館	内竈15組1	×	×	○	○	×	×	×	×	
	54	スパランド豊海公民館	スパランド豊海21-7	○	○	○	○	○	○	○	×	
	55	浜田公園	亀川浜田町12	×	○	×	○	×	×	×	×	
	56	古市第3幼児(北新田)公園	大字内竈字北新田5-6	○	○	×	○	×	×	×	×	
	57	古市工業団地多目的グラウンド	古市町881-153	×	○	×	○	×	○	○	×	
	58	スパランド豊海第一幼児公園	大字内竈笹川3020-215	○	○	○	○	○	○	○	×	
59	内竈第三幼児公園	大字内竈新ノ掛前3150-92	○	○	○	○	○	○	○	×		
60	亀陽泉	亀川中央町10番26号	×	○	×	○	×	○	○	×		
西	61	別府西中学校(体育館)	中島町7-49	○	○	○	○	○	×	○	○	
	62	乙原公民館	乙原2組	○	×	○	×	○	×	○	×	
	63	山田(桃太郎)公園	朝見1丁目13	×	○	○	○	×	×	○	×	
	64	光町西広場	光町7-14	×	○	○	○	○	×	○	×	
青山	65	山の手小学校(体育館)・山の手幼稚園	青山町5-68	○	○	○	○	○	×	○	○	
	66	べっぴアリーナ(体育館)	青山町8-37	○	○	○	○	○	×	○	○	
	67	別府市公会堂	上田の湯町6-37	○	○	○	○	○	×	○	○	
	68	不老泉	中央町7-16	○	○	○	○	×	×	○	○	
	69	社会福祉会館	上田の湯町15-40	○	○	○	○	○	×	○	○	
	70	明豊高校(アリーナ)	野口原3088	○	○	○	○	○	×	○	×	
	71	別府公園	野口原3018-1	×	○	○	○	○	×	○	×	
	72	別府国際コンベンションセンター(ビーコンプラザ)	山の手町12番1号	○	○	○	○	○	×	○	×	
野口	73	野口ふれあい交流センター	野口元町12-43	○	○	○	○	○	×	○	○	
	74	幸町公民館	幸町5-15	○	○	○	○	○	×	○	×	
	75	大分みらい信用金庫本店ビル	駅前本町1番31号	○	○	○	○	×	○	○	×	
境川	76	境川小学校(体育館)・境川幼稚園	石垣西1丁目2-24	○	○	○	○	○	×	○	○	
	77	中部中学校(体育館)	東荘園4-1-15	○	○	○	○	○	×	○	○	
	78	別府市コミュニティセンター	上野口町29-13	○	○	○	○	○	×	○	○	
	79	野口原総合運動場	野口原3088-9	×	○	○	○	○	×	○	×	
	80	鶴見ヶ丘児童公園	東荘園3丁目1組	○	○	○	○	○	×	○	×	
	81	野口公園	天満町17	×	○	○	○	○	×	○	×	
	82	石垣児童公園	石垣東2丁目3	○	○	○	○	○	○	○	×	
緑丘	83	緑丘小学校(体育館)・緑丘幼稚園	東荘園8-1-45	○	○	○	○	○	×	×	○	
	84	鶴見台中学校(体育館)	大字鶴見3682-3	○	○	○	○	○	×	×	○	
	85	東荘園公民館	東荘園4丁目2組	○	○	○	×	○	×	×	×	
	86	市営光の園住宅集会所	荘園北町	○	○	○	○	○	×	×	×	
	87	実相寺中央公園集会所	大字鶴見下馬松4316-2	○	○	○	○	○	×	×	×	
	88	実相寺中央公園	大字鶴見字実相寺山	○	○	○	○	○	×	×	×	

地区	番号	避難所名	所在地	洪水	土砂	高潮	地震	津波	火山 (鶴見岳)	火山 (伽藍岳)	緊急避難場所を 兼ねるか	備考
南立石	89	南立石小学校(体育館)・南立石幼稚園	大字南立石1907-1	○	○	○	○	○	×	○	○	
	90	青山中学校(体育館)	南荘園町6-31	○	○	○	○	○	×	○	○	
	91	西部地区公民館	鶴見園町2-7	○	○	○	○	○	×	○	○	
	92	南立石1区公民館(中津留公民館)	南立石1区1-7	○	○	○	×	○	×	○	×	
	93	鶴見園町公民館	鶴見園町3組1	○	○	○	○	○	×	○	×	
	94	堀田公民館	堀田1組	○	○	○	○	○	×	×	×	
	95	堀田温泉	堀田2組	○	○	○	○	○	×	×	×	
	96	南立石生目町公民館	南立石生目町10組	○	○	○	○	○	×	×	×	
	97	荘園・南荘園町公民館	南荘園町1組	○	×	○	○	○	×	○	×	
	98	南立石公園	大字南立石1884-1	○	○	○	○	○	×	○	×	
鶴見	99	鶴見小学校(体育館)・鶴見幼稚園	大字鶴見4034	○	○	○	○	○	×	×	○	
	100	ほっぺパーク	荘園6組5	○	○	○	○	○	×	×	○	
	101	扇山公民館	扇山2組1	○	○	○	×	○	×	×	×	
	102	鶴見公民館	鶴見8組1	○	○	○	○	○	×	×	×	
	103	荘園・南荘園町公民館	南荘園町1組	○	×	○	○	○	×	×	×	
大平山	104	大平山小学校(体育館)・大平山幼稚園	大字鶴見1991	○	○	○	○	○	×	×	○	
	105	別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所	小倉町64-64	○	○	○	○	○	×	×	○	
	106	大畑公民館	大畑4組-2	○	○	○	○	○	×	×	×	
	107	竹の内公民館	竹の内5組-2	○	○	○	○	○	×	×	×	
108	古賀の口チビッコ広場(大畑公園)	大畑18組	○	○	○	○	○	×	×	×		
朝日	109	朝日小学校(体育館)・朝日幼稚園	大字鶴見347	×	○	○	○	○	×	×	○	
	110	朝日中学校(体育館)	大字鶴見950-5	○	○	○	○	○	×	×	○	
	111	朝日大平山地区公民館	火売3組	○	×	○	○	○	×	×	○	
	112	新別府公民館	新別府5組4-1	○	○	○	○	○	×	×	×	
	113	馬場公民館	馬場3組1	○	○	○	×	○	×	×	×	
	114	北中公民館	北中4組	○	○	○	×	○	×	×	×	
	115	鉄輪東公民館	鉄輪東4組2	○	×	○	×	○	○	×	×	
	116	北鉄輪公民館	北鉄輪5組	○	○	○	×	○	○	×	×	
	117	湯山コミュニティーセンター	湯山4組	○	×	○	○	○	×	×	×	
	118	天間公民館	天間5組	○	×	○	×	○	○	×	×	
	119	鉄輪東公園	鉄輪東1組	○	×	○	○	○	○	×	×	
	120	大谷公園	御幸2組	○	×	○	○	○	○	×	×	
	121	明簀グラウンド	明簀	○	○	○	○	○	×	×	×	
	122	鉄輪地獄地帯公園	大字鉄輪字円内坊	○	○	○	○	○	×	×	×	
	123	馬場公園	大字鶴見字馬場2706-1	○	○	○	○	○	×	×	×	
東山	124	東山小中学校(体育館)・東山幼稚園	大字別府4380-1	○	○	○	○	○	×	○	○	

【説明】

- ・洪水：洪水浸水想定区域内は使用不可
- ・土砂：土砂災害警戒区域内は使用不可
- ・高潮：高潮浸水想定区域内は使用不可
- ・地震：旧耐震基準の施設は使用不可
- ・津波：海拔10m未満は使用不可
- ・火山：噴火警戒レベル5(三次避難区域)に指定されている地域内は使用不可

【変更内容】

- ・旧山の手中学校、旧羽室台高校の指定避難所の指定を解除
- ・指定避難所のうち、小中学校及び地区公民館等を指定緊急避難場所として新たに指定
- ・住居表示実施に伴う所在地の変更

※避難する時には、避難所の開設状況をご確認ください。  
 災害の種類によって、使用できる施設が違います。  
 詳しくは『別府市防災マップ』やホームページなどで確認してください！！

別府市防災マップ▶

